

短期大学の今後の在り方について（審議まとめ）

（案）

【資料編】

目次

<参考資料>

○短期大学で取得できる資格等	2
○栄養士専攻履修モデル	3
○短期大学における卒業生の出身地別就職等の状況例	4
○短期大学専攻科・別科一覧	7
○履修証明プログラムの実施例	13
○都道府県及び中核市の教育振興基本計画における高等教育 の取扱いについて	14
○短期大学所在都市規模分布	18

<関連データ>

1. 短期大学の沿革・関連規定

○短期大学制度の沿革	20
○短期大学に関する規定	20

2. 短期大学を取り巻く状況

○18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移（平成元年以降）	21
○学校数等諸統計	22
○短期大学数、4年制大学数、短期大学入学定員、短期大学学生数の推移	22
○短期大学数の推移	23
○短期大学学生数の推移	23
○短期大学・4年制大学学生数の男女別割合の推移	24
○都道府県別学校数（短期大学・4年制大学・専門学校）	24
○専門学校数の推移	25
○専門学校学生数の推移	25
○平成24年度末高校卒業者の進路状況（都道府県別）	25
○平成24年度末高校卒業者の進学者数（都道府県別）	26
○短期大学学生数の分野別割合の推移	27
○短期大学・4年制大学・専門学校の分野別学生数（平成25年度）	27

3. 入学者の状況

○国公私別短期大学入学定員充足率の推移	28
---------------------	----

○国公私別 4 年制大学入学定員充足率の推移	29
○公立短期大学の入学志願動向	29
○私立短期大学の入学志願動向	30
○分野別入学定員、入学者数、入学定員充足率（平成 2 5 年度）	30
○短期大学・4 年制大学の自県内入学率の推移	31
○短期大学・4 年制大学・専門学校入学者の高校での専攻（平成 2 5 年度）	31

4. 卒業後の状況

○短期大学・4 年制大学・専門学校の就職率の推移	32
○短期大学卒業者の卒業後の状況（平成 2 5 年 3 月卒業生）	33
○4 年制大学卒業者の卒業後の状況（平成 2 5 年 3 月卒業生）	33
○短期大学・4 年制大学の産業別就職者数、割合（平成 2 5 年 3 月卒業生）	34
○新規学卒就職者の在職期間別離職率の推移	34
○4 年制大学への編入学者の推移	35

5. その他

○短期大学における認定専攻科について	36
--------------------	----

参 考 资 料

短期大学で取得できる資格等

本 科		専 攻 科
卒業と同時に取得が可能		卒業後受験資格が得られるもの
<p>国家資格</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士(養成施設指定) 栄養士(栄養士養成施設) 調理師 保育士 幼稚園教諭(二種免許) 小学校教諭(二種免許) 中学校教諭(二種免許) 栄養教諭(二種免許) 養護教諭(二種免許) 司書 学芸員補(任用資格) <p>※認定専攻科の場合、一種免許を取得可能</p>	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士(指定養成施設・実務経験2年以上) 管理栄養士(実務経験3年) 看護師(指定養成施設) 臨床検査技師(3年制指定校) 歯科衛生士(2～3年制指定校) 二級建築士 一級建築士(実務経験3～4年要) 自動車整備士(二級) 理学療法士(修業3年以上) 作業療法士(修業3年以上) 言語聴覚士(養成校) NR:サプリメントアドバイザー【日本臨床栄養協会実施試験受験】 認定カウンセラー【日本カウンセリング学会実施試験受験】 インテリア設計士【日本インテリア設計士協会実施試験】 衣料管理士(2級)【日本衣料管理協会実施試験受験】 旅行業務取扱管理者【全国旅行業協会実施試験】 	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士(実務経験2～3年要) 保健師 助産師 臨床工学技師 言語聴覚士 自動車整備士(一級) <p>※看護師有資格者</p>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育主事補 社会福祉主事任用 フードスペシャリスト【日本フードスペシャリスト協会認定養成機関】 フードサイエンティスト【食品科学教育協議会会員校】 食品衛生管理者(任用資格)【厚生労働大臣認定養成施設】 食品衛生監視員(任用資格)【厚生労働大臣認定養成施設】 ピアヘルパー【NPO日本教育カウンセラー協会加盟校】 認定ベビーマッサージ師【全国保育サービス協会指定校】 レクリエーションインストラクター【日本レクリエーション協会認定校】 上級秘書士・秘書士 プレゼンテーション実務士 観光ビジネス実務士 情報処理士 ビジネス実務士 国際ボランティア実務士 ウェブデザイナー実務士 <p>【全国大学実務教育協会に入会している短大】</p>		

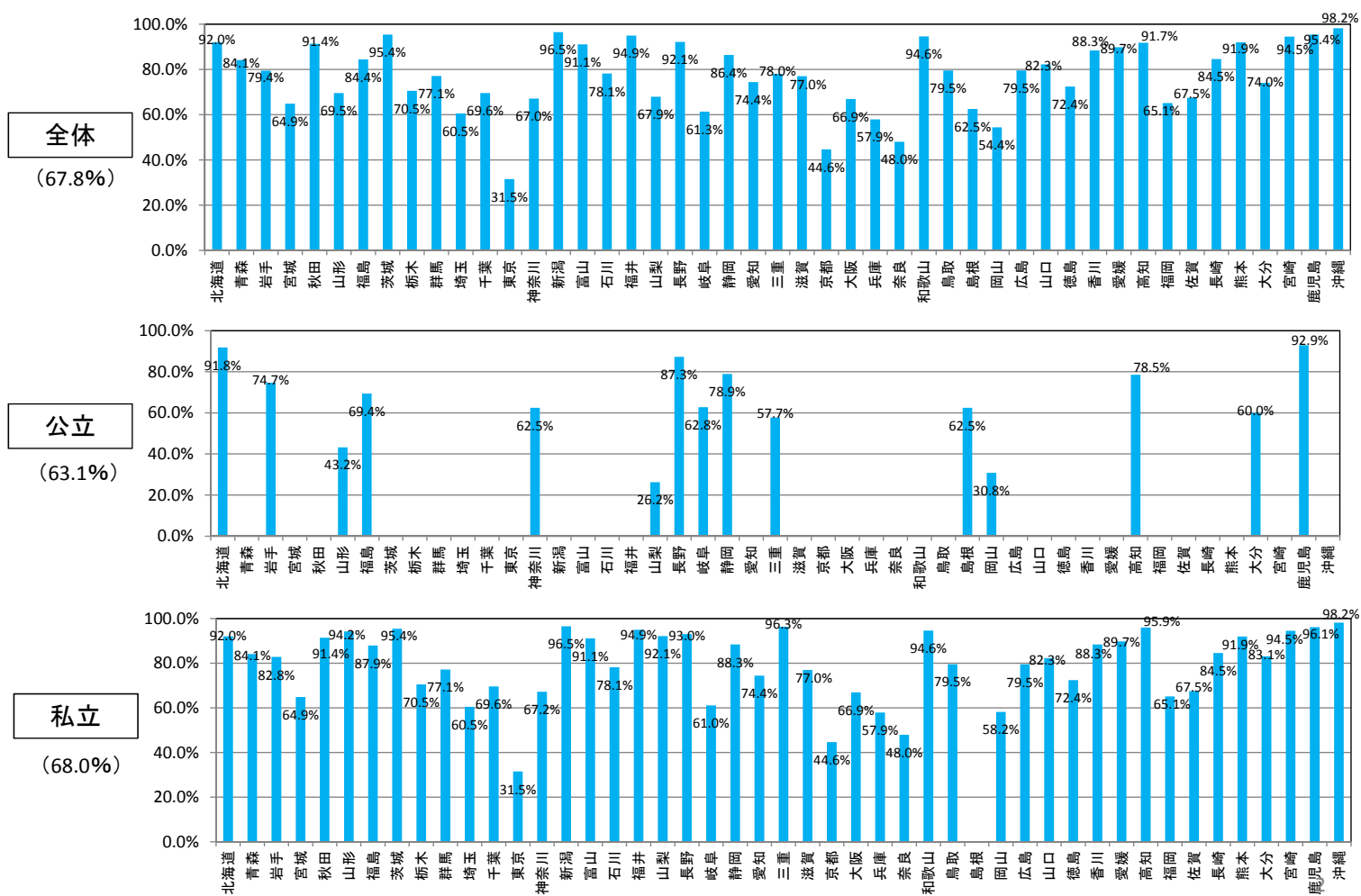
栄養士専攻履修モデル(栄養系の学科を設置する短期大学の例)

区分	科目群	1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	計
必修科目	基礎教育科目群	総合学習 2単位				2単位
	専門共通科目群	食品学総論 基礎栄養学 調理学 6単位	食品衛生学Ⅰ 2単位	公衆衛生学Ⅰ 2単位		10単位
	専攻専門科目群	栄養指導論1 食品学基礎実験 調理基礎実習 4単位	食品学各論 応用栄養学 臨床栄養学総論 調理学実習1 給食経営管理論 9単位	栄養指導論2 調理学実習2 食品衛生学実験 4単位	調理学実習3 1単位	18単位
	小計	12単位	11単位	6単位	1単位	30単位
選択推奨科目	基礎教育科目群	生物学 化学 情報リテラシー 6単位	健康の科学 スポーツ実技 2単位			8単位
	専攻専門科目群	解剖生理学 運動生理学 給食計画論 6単位	生化学 生化学実験 解剖生理学実験 栄養指導実習1 給食管理基礎実習 6単位	栄養指導実習2 栄養生化学 臨床栄養学実習 給食管理実習 校外実習 6単位	食品学実験 応用栄養学実習 臨床栄養学各論 公衆栄養学 社会福祉概論 8単位	26単位
	小計	12単位	8単位	6単位	8単位	34単位
選択科目	基礎教育科目群	心理学 文学 法学(日本国憲法) イングリッシュコミュニケーション 8単位	数学 実用英語 4単位	歴史学 中国語 4単位	芸術 現代社会学 フランス語 6単位	22単位
	専門共通科目群		海外生活事情 キャリアリテラシー 4単位		デジタル表現技法 メンタルヘルス論 フードマーケティング論 フードコーディネーター論 8単位	12単位
	専攻専門科目群			官能評価・鑑別論 2単位	病理学 スポーツ栄養論 栄養カウンセリング論 食生活改善指導 管理栄養士ゼミ 調理応用演習 10単位	12単位
	小計	8単位	8単位	6単位	24単位	46単位
合計		32単位	27単位	18単位	33単位	110単位
教職課程	教育概論 教育心理学 4単位	教育原理 学校栄養教育論 4単位	教育方法 道徳教育 特別活動論 生徒指導法 栄養教育実習指導 7単位	教育相談 教職実践演習(栄養教諭) 栄養教育実習 5単位	20単位	

- 卒業要件は、基礎教育科目群より14単位以上、専門共通科目群より12単位以上および専攻専門科目群より36単位以上の合計62単位以上を修得する。
- 卒業要件のうち基礎教育科目群については、必修科目「総合学習」2単位および選択推奨科目ならびに選択科目から12単位以上を修得する。
- 栄養士免許証取得のためには、基礎教育科目群14単位および栄養士に必要な専門科目(下線付きゴシック体)54単位の修得が必要である。

短期大学における卒業生の 出身地別就職等の状況例

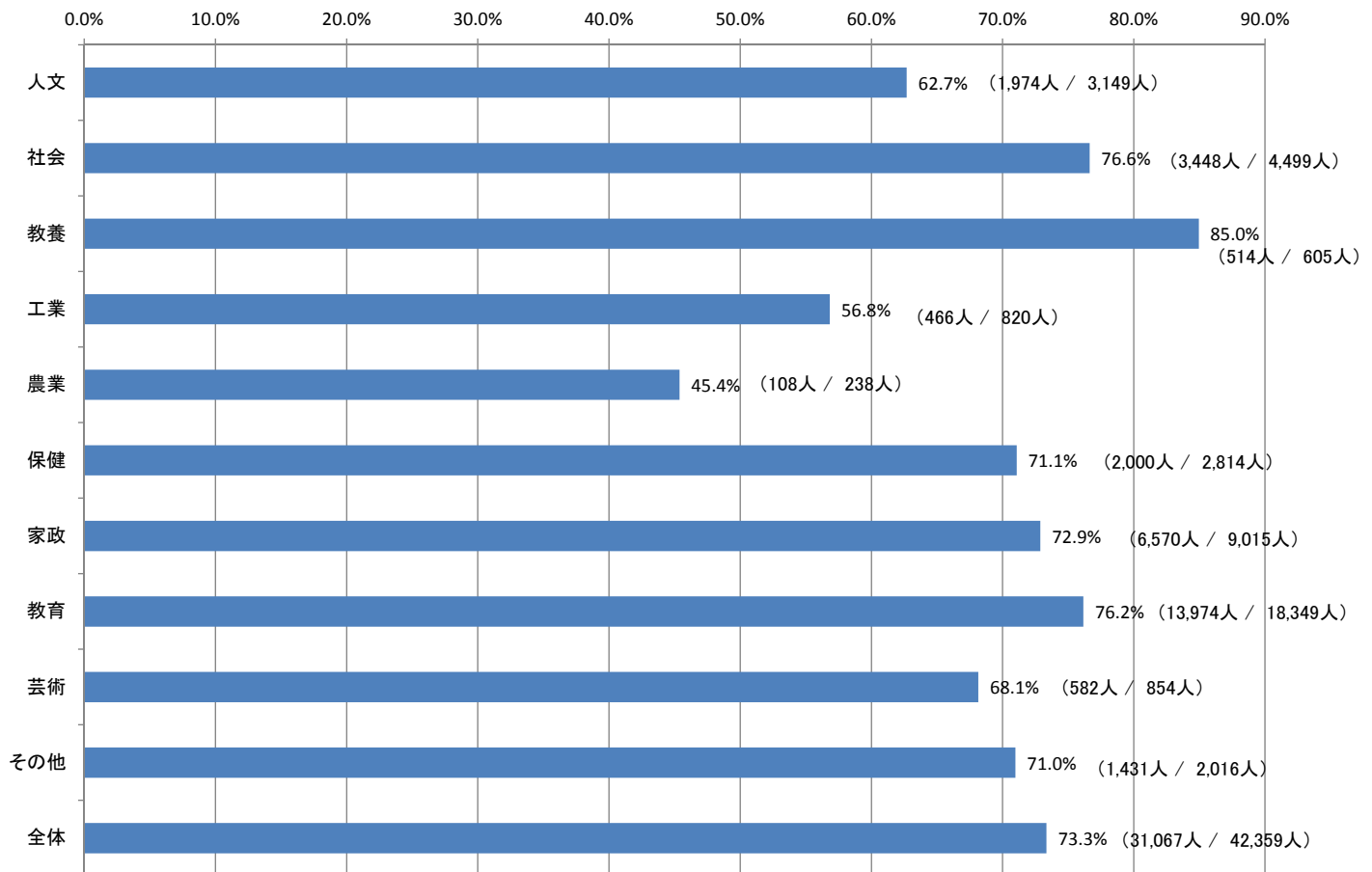
短期大学の県別自県内入学率（平成25年度）



※短期大学の所在する都道府県にある高校から進学した者の割合。

(出典:「学校基本調査」)

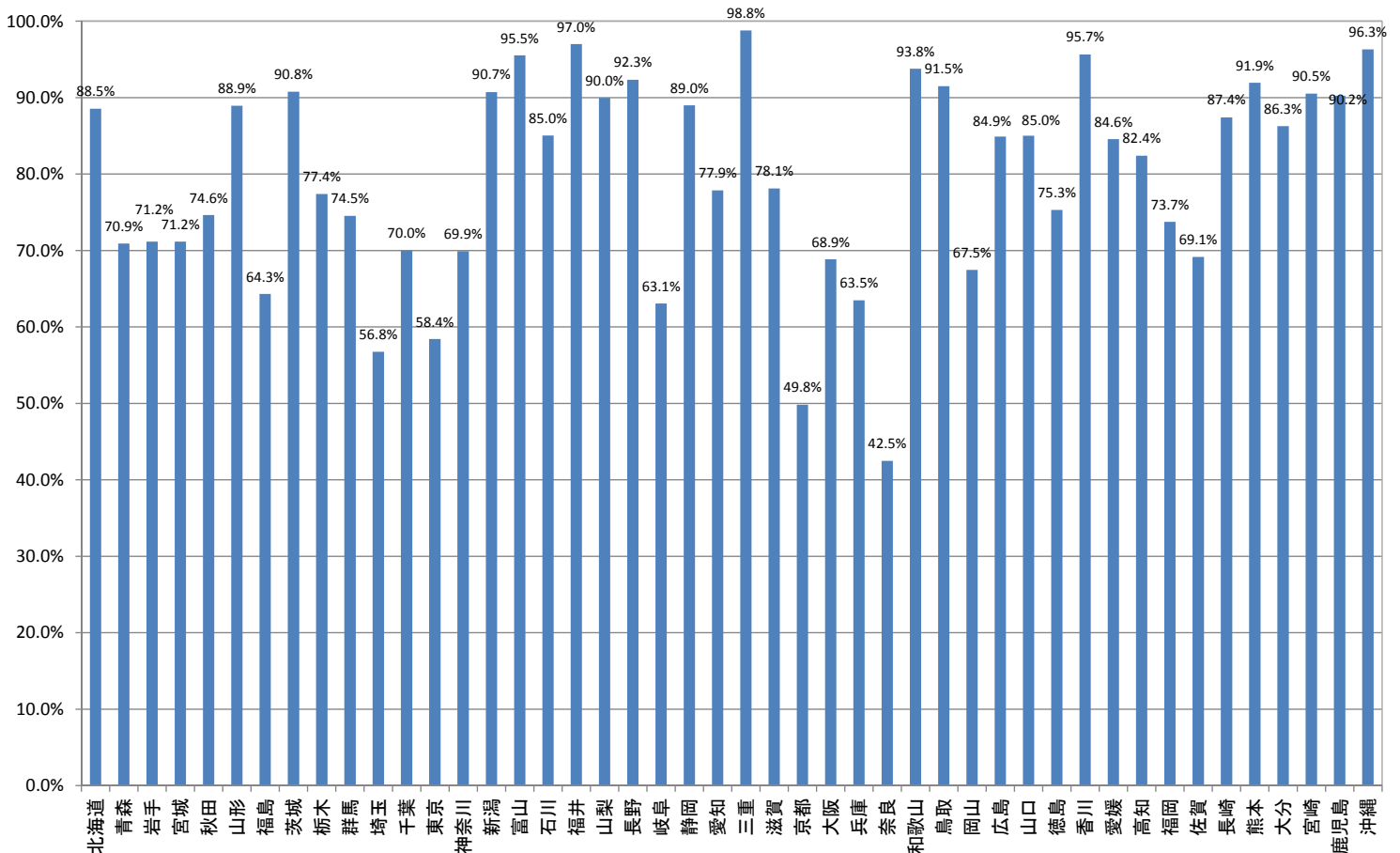
私立短期大学の分野別自県内就職率（平成25年3月卒業者）



（自県内就職者数 / 就職決定者数）

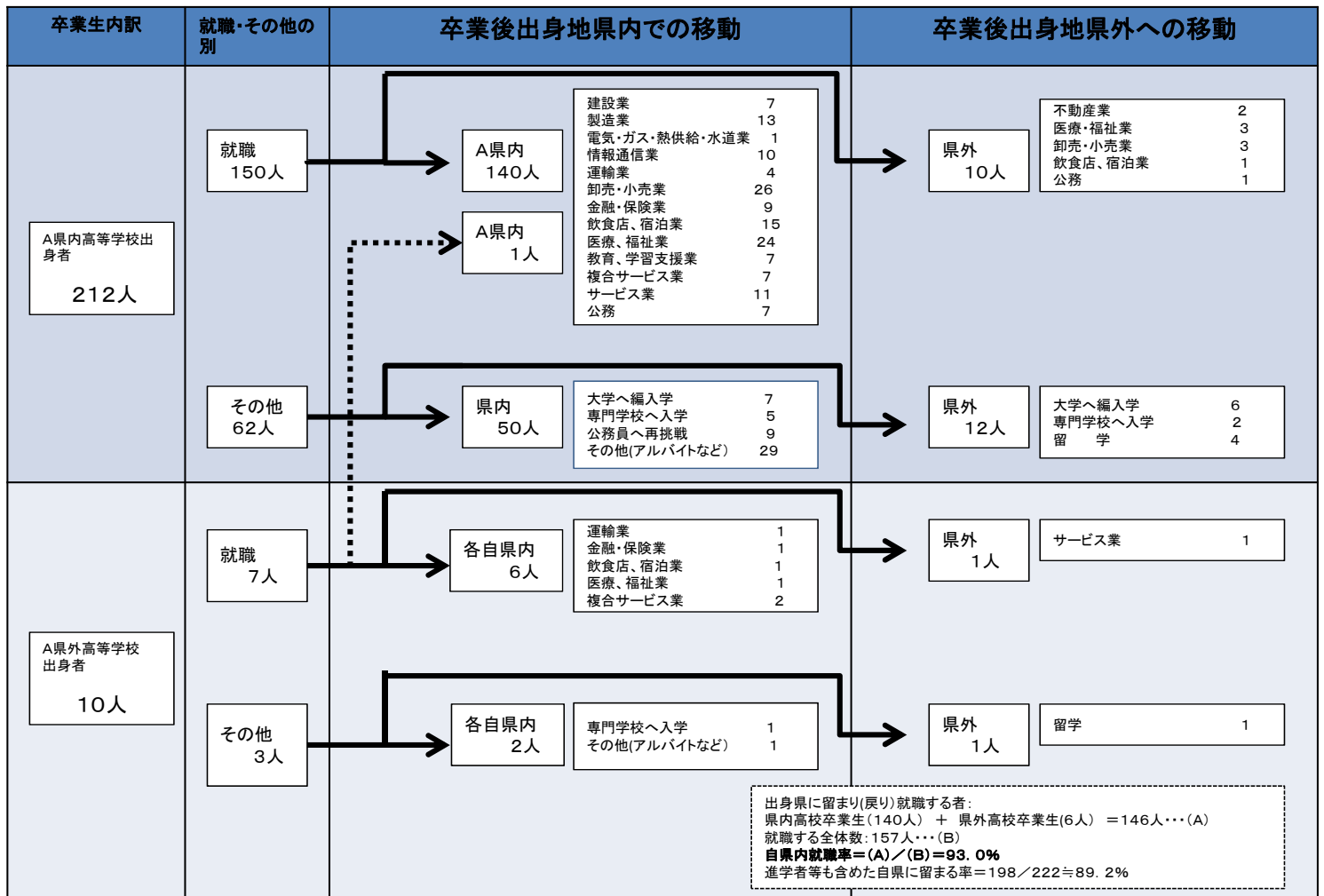
（日本私立短期大学協会調べ）

私立短期大学の都道府県別自県内就職率（平成25年3月卒業者）

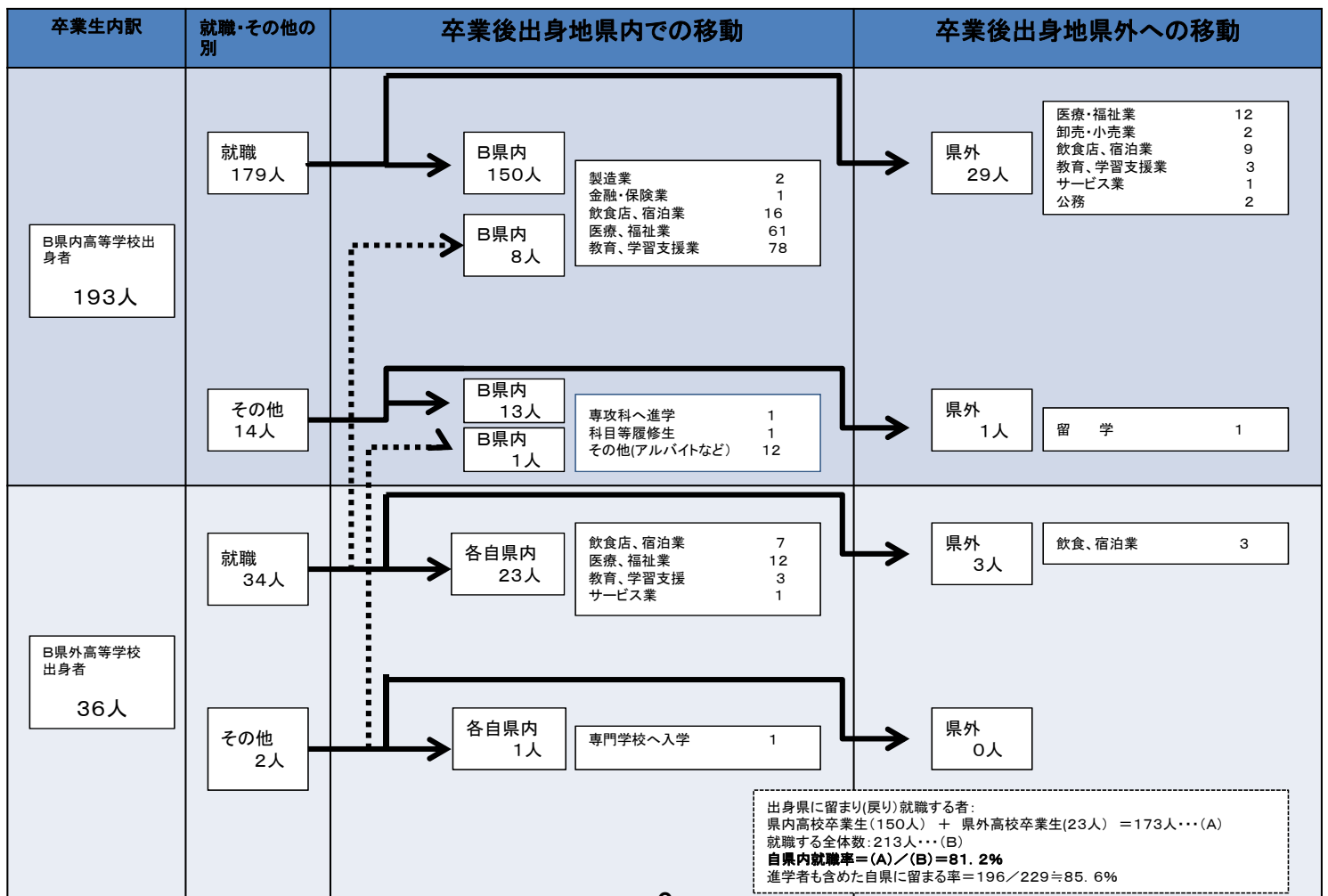


（日本私立短期大学協会調べ）

地方A県内にある短期大学における卒業生の出身地別就職等の状況例(平成25年3月実績)



首都圏B県内にある短期大学における卒業生の出身地別就職等の状況例(平成25年3月実績)



短期大学専攻科一覽

※平成25年度「全国短期大学一覽」及び、「短期大学・高等専門学校専攻科一覽」((独)大学評価・学位授与機構)を基に作成

区分	短期大学名	専攻	入学定員	修業年限	認定専攻科	
1	公	島根県立大学短期大学部	公衆衛生看護学専攻	30	1	○
2	公	島根県立大学短期大学部	助産学専攻	18	1	○
3	公	倉敷市立短期大学	保育臨床専攻	5	2	○
4	公	倉敷市立短期大学	服飾美術専攻	5	2	○
5	公	高知短期大学	応用社会学専攻第二部	15	1	
6	公	大分県立芸術文化短期大学	造形専攻	24	2	○
7	公	大分県立芸術文化短期大学	音楽専攻	20	2	○
8	私	旭川大学短期大学部	福祉専攻	35	1	
9	私	光塩学園女子短期大学	食物栄養専攻	10	1	
10	私	光塩学園女子短期大学	保育専攻	10	1	
11	私	國學院大学北海道短期大学部	国文専攻	15	1	
12	私	國學院大学北海道短期大学部	英語専攻	15	1	
13	私	國學院大学北海道短期大学部	福祉専攻	30	1	
14	私	札幌大谷大学短期大学部	保育専攻	10	2	○
15	私	札幌国際大学短期大学部	幼児教育専攻	10	2	○
16	私	函館大谷短期大学	福祉専攻	25	1	
17	私	北翔大学短期大学部	服飾美術専攻	30	1	
18	私	北翔大学短期大学部	初等教育専攻	20	1	
19	私	北翔大学短期大学部	保健体育専攻	10	1	
20	私	北海道自動車短期大学	自動車工学専攻	20	2	
21	私	北海道自動車短期大学	車体工学専攻	20	1	
22	私	青森明の星短期大学	保育専攻	15	1	
23	私	青森中央短期大学	福祉専攻	25	1	
24	私	岩手看護短期大学	地域看護学専攻	20	1	○
25	私	岩手看護短期大学	助産学専攻	15	1	○
26	私	聖霊女子短期大学	健康栄養専攻	15	2	○
27	私	羽陽学園短期大学	福祉専攻	35	1	
28	私	いわき短期大学	福祉専攻	25	1	
29	私	郡山女子大学短期大学部	文化学専攻	20	2	○
30	私	福島学院大学短期大学部	福祉専攻第一部	46	1	
31	私	福島学院大学短期大学部	保育専攻第二部	10	1	
32	私	福島学院大学短期大学部	臨床栄養専攻	5	1	
33	私	福島学院大学短期大学部	情報ビジネス専攻	5	1	
34	私	秋草学園短期大学	幼児教育専攻	20	2	○
35	私	国際学院埼玉短期大学	健康栄養専攻	20	2	○
36	私	国際学院埼玉短期大学	幼児保育専攻	20	2	○
37	私	国際学院埼玉短期大学	高度調理師専攻	40	1	
38	私	国際学院埼玉短期大学	キャリア開発専攻	20	1	

	区分	短期大学名	専攻	入学定員	修業年限	認定専攻科
39	私	埼玉医科大学短期大学	母子看護学専攻	20	1	
40	私	植草学園短期大学	特別支援教育専攻	30	1	
41	私	植草学園短期大学	介護福祉専攻	40	1	
42	私	聖徳大学短期大学部	保育専攻(昼間主)	30	2	○
43	私	聖徳大学短期大学部	保育専攻(夜間主)	15	2	○
44	私	聖徳大学短期大学部	医療保育専攻	20	1	○
45	私	聖徳大学短期大学部	介護福祉専攻	25	1	○
46	私	聖徳大学短期大学部	服飾文化専攻	10	2	○
47	私	聖徳大学短期大学部	通信教育部保育専攻	50	2	○
48	私	青山学院女子短期大学	国文専攻	40	1	
49	私	青山学院女子短期大学	英文専攻	50	1	
50	私	青山学院女子短期大学	家政専攻	40	1	
51	私	青山学院女子短期大学	教養専攻	30	1	
52	私	青山学院女子短期大学	芸術専攻	10	1	
53	私	上野学園大学短期大学部	音楽専攻	10	1	
54	私	昭和女子大学短期大学部	国語国文学専攻	10	1	
55	私	昭和女子大学短期大学部	英語英文学専攻	20	1	
56	私	昭和女子大学短期大学部	生活文化学専攻	10	1	
57	私	女子美術大学短期大学部	造形専攻	50	1	○
58	私	星美学園短期大学	幼児保育専攻	50	1	
59	私	星美学園短期大学	イタリア語イタリア文化専攻	10	1	
60	私	帝京短期大学	こども教育学専攻	50	1	
61	私	帝京短期大学	臨床工学専攻	40	1	○
62	私	帝京短期大学	養護教諭専攻	15	1	○
63	私	貞静学園短期大学	介護福祉専攻	50	1	
64	私	東京立正短期大学	幼児教育専攻	50	1	
65	私	東邦音楽短期大学	音楽専攻	6	1	
66	私	桐朋学園芸術短期大学	演劇専攻	20	2	
67	私	桐朋学園芸術短期大学	音楽専攻	20	2	
68	私	桐朋学園芸術短期大学	ステージ・クリエイト専攻	10	2	
69	私	新渡戸文化短期大学	児童生活専攻	50	1	
70	私	日本歯科大学東京短期大学	総合技工学専攻	8	2	
71	私	日本歯科大学東京短期大学	歯科技工学専攻	5	2	○
72	私	日本歯科大学東京短期大学	歯科衛生学専攻	10	1	○
73	私	日本歯科大学東京短期大学	口腔リハビリテーション学専攻	5	1	
74	私	日本体育大学女子短期大学部	保育専攻	50	1	
75	私	日本大学短期大学部	食物栄養専攻	20	2	○
76	私	文化女子大学短期大学部	被服専攻	20	1	
77	私	山野美容芸術短期大学	芸術専攻	40	2	○
78	私	山野美容芸術短期大学	社会福祉専攻	20	1	○
79	私	立教女学院短期大学	英語専攻	30	1	

	区分	短期大学名	専攻	入学定員	修業年限	認定専攻科
80	私	立教女学院短期大学	幼児教育専攻	150	1	
81	私	和泉短期大学	介護福祉専攻	20	1	
82	私	鎌倉女子大学短期大学部	初等教育専攻	20	1	
83	私	鶴見大学短期大学部	保育専攻	20	1	○
84	私	鶴見大学短期大学部	福祉専攻	40	1	
85	私	新潟工業短期大学	自動車工学専攻	10	2	
86	私	日本歯科大学新潟短期大学	歯科衛生学専攻(1年制コース)	10	1	○
87	私	明倫短期大学	生体技工専攻	20	2	
88	私	明倫短期大学	保健言語聴覚学専攻	10	2	
89	私	明倫短期大学	口腔保健衛生学専攻	10	1	○
90	私	富山短期大学	食物栄養専攻	15	2	○
91	私	金沢学院短期大学	食物栄養専攻	15	2	○
92	私	金城大学短期大学部	福祉専攻	40	1	
93	私	小松短期大学	分類管理専攻	40	1	
94	私	小松短期大学	臨床工学専攻	20	1	
95	私	山梨学院短期大学	保育専攻	15	2	○
96	私	飯田女子短期大学	地域看護学専攻	15	1	○
97	私	飯田女子短期大学	助産学専攻	5	1	○
98	私	飯田女子短期大学	福祉専攻	20	1	
99	私	飯田女子短期大学	養護教育専攻	10	2	○
100	私	飯田女子短期大学	幼児教育専攻	10	2	○
101	私	松本短期大学	福祉専攻	20	1	
102	私	高山自動車短期大学	自動車工学専攻	20	2	
103	私	中部学院大学短期大学部	福祉専攻	30	1	
104	私	中日本自動車短期大学	1級自動車整備専攻	20	2	
105	私	中日本自動車短期大学	車体整備専攻	40	1	
106	私	中日本自動車短期大学	エコカー整備専攻	20	1	
107	私	常葉大学短期大学部	国語国文専攻	20	2	○
108	私	常葉大学短期大学部	保育専攻	20	2	○
109	私	常葉大学短期大学部	音楽専攻	20	2	○
110	私	愛知医療学院短期大学	リハビリテーション科学専攻	20	1	○
111	私	愛知学院大学短期大学部	口腔保健学専攻	10	1	○
112	私	愛知文教女子短期大学	介護福祉専攻	30	1	
113	私	至学館大学短期大学部	アスレティックトレーナー専攻	36	1	
114	私	豊橋創造大学短期大学部	福祉専攻	20	1	
115	私	豊橋創造大学短期大学部	医療情報専攻	15	1	
116	私	名古屋短期大学	保育専攻	20	2	○
117	私	名古屋短期大学	英語専攻	7	2	○
118	私	名古屋文化短期大学	生活文化専攻	30	1	
119	私	名古屋文化短期大学	生活学専攻	60	2	
120	私	名古屋柳城短期大学	保育専攻	15	2	○

	区分	短期大学名	専攻	入学定員	修業年限	認定専攻科
121	私	名古屋柳城短期大学	介護福祉専攻	30	1	
122	私	京都嵯峨芸術大学短期大学部	美術専攻	12	2	○
123	私	京都嵯峨芸術大学短期大学部	デザイン専攻	18	2	○
124	私	京都西山短期大学	仏教学専攻	20	1	
125	私	京都聖母女学院短期大学	児童教育専攻	30	2	○
126	私	京都文教短期大学	家政学専攻	30	1	
127	私	京都文教短期大学	児童教育学専攻	30	1	
128	私	藍野大学短期大学部	地域看護学専攻	40	1	○
129	私	大阪音楽大学短期大学部	音楽専攻	15	1	
130	私	大阪キリスト教短期大学	神学専攻	5	2	
131	私	大阪芸術大学短期大学部	デザイン美術専攻第一部	30	1	
132	私	大阪芸術大学短期大学部	デザイン美術専攻第二部	30	1	
133	私	大阪城南女子短期大学	介護福祉専攻	60	1	○
134	私	大阪千代田短期大学	幼児教育専攻	30	1	
135	私	神戸山手短期大学	表現芸術専攻	15	1	
136	私	神戸山手短期大学	英語・ビジネス専攻	10	1	
137	私	産業技術短期大学	生産工学専攻	15	2	○
138	私	産業技術短期大学	電気・情報工学専攻	15	2	○
139	私	頌栄短期大学	保育専攻	20	2	○
140	私	湊川短期大学	幼児教育専攻	20	2	
141	私	湊川短期大学	健康教育専攻	10	2	
142	私	奈良芸術短期大学	美術専攻	20	2	○
143	私	奈良佐保短期大学	福祉専攻	30	1	
144	私	白鳳女子短期大学	地域看護学専攻	40	1	○
145	私	白鳳女子短期大学	助産学専攻	30	1	○
146	私	白鳳女子短期大学	リハビリテーション学専攻・言語聴覚学課程	20	1	○
147	私	白鳳女子短期大学	リハビリテーション学専攻・理学療法学課程	10	1	○
148	私	鳥取短期大学	国際文化専攻	10	2	○
149	私	鳥取短期大学	経営情報専攻	5	1	
150	私	鳥取短期大学	住居・デザイン専攻	10	1	
151	私	鳥取短期大学	食物栄養専攻	10	1	○
152	私	鳥取短期大学	福祉専攻	20	1	
153	私	岡山短期大学	幼児教育専攻	10	1	
154	私	吉備国際大学短期大学部	メディカルビューティ専攻(通信教育部)	40	1	
155	私	作陽音楽短期大学	音楽専攻	10	1	
156	私	中国短期大学	介護福祉専攻	40	1	
157	私	美作大学短期大学部	介護福祉専攻	20	1	
158	私	山陽女子短期大学	診療情報管理専攻	10	1	
159	私	鈴峯女子短期大学	栄養専攻	10	2	○
160	私	比治山大学短期大学部	美術専攻	15	1	○
161	私	比治山大学短期大学部	栄養専攻	8	2	○

	区分	短期大学名	専攻	入学定員	修業年限	認定専攻科
162	私	広島国際学院大学自動車短期大学部	整備工学専攻	10	2	
163	私	広島文化学園短期大学	保育専攻	5	1	
164	私	広島文化学園短期大学	栄養専攻	5	2	○
165	私	広島文化学園短期大学	生活文化専攻	5	1	
166	私	宇部フロンティア大学短期大学部	食物栄養学専攻	10	1	
167	私	山口芸術短期大学	音楽専攻	15	1	
168	私	山口芸術短期大学	デザインアート専攻	10	1	
169	私	徳島工業短期大学	車体整備工学専攻	20	1	
170	私	徳島工業短期大学	自動車工学専攻	5	2	
171	私	香川短期大学	福祉専攻	30	1	
172	私	高松短期大学	幼児教育学専攻	5	1	
173	私	高知学園短期大学	応用生命科学専攻	10	1	○
174	私	高知学園短期大学	地域看護学専攻	20	1	○
175	私	九州大谷短期大学	福祉専攻	30	1	
176	私	九州女子短期大学	子ども健康学専攻	20	2	○
177	私	香蘭女子短期大学	テクニカル専攻科	15	1	
178	私	精華女子短期大学	保育福祉専攻	35	1	
179	私	東筑紫短期大学	介護福祉専攻	30	1	
180	私	福岡医療短期大学	口腔保健衛生学専攻	20	1	○
181	私	福岡女子短期大学	食物栄養専攻	10	1	
182	私	福岡女子短期大学	文化コミュニケーション専攻	20	1	
183	私	福岡女子短期大学	音楽専攻	30	1	
184	私	佐賀女子短期大学	幼児教育専攻	10	1	
185	私	西九州大学短期大学部	福祉専攻	30	1	
186	私	長崎短期大学	保育専攻	10	2	○
187	私	別府大学短期大学部	福祉専攻	35	1	○
188	私	別府大学短期大学部	初等教育専攻	10	2	○
189	私	南九州短期大学	国際教養専攻	15	1	
190	私	宮崎学園短期大学	福祉専攻	50	1	
191	私	宮崎学園短期大学	音楽療法専攻	10	1	
192	私	鹿児島女子短期大学	児童教育専攻	30	1	
193	私	鹿児島女子短期大学	生活科学専攻	10	1	
194	私	鹿児島女子短期大学	食物栄養専攻	10	1	○

専攻科の数は、公立短期大学(7)＋私立短期大学(187)＝194専攻となる
そのうち、認定専攻科の数は74専攻である

短期大学別科一覽

※平成25年度「全国短期大学一覽」を基に作成

区分	短期大学名	専攻	入学定員	修業年限
1 私	東北文教大学短期大学部	留学生別科	25	1
2 私	国際学院埼玉短期大学	調理師別科	40	1
3 私	金城大学短期大学部	留学生別科	20	1
4 私	中日本自動車短期大学	留学生別科	100	1
5 私	名古屋経営短期大学	商業専修	40	1
6 私	京都西山短期大学	日本語専修	100	1
7 私	大阪健康福祉短期大学	介護福祉学科別科	30	2
8 私	奈良佐保短期大学	日本語教育別科	20	1
9 私	白鳳女子短期大学	外国人留学生別科	15	1
10 私	今治明德短期大学	別科調理専修	40	1
11 私	近畿大学九州短期大学部	家政専修第一部	40	1
12 私	近畿大学九州短期大学部	家政専修第二部	40	1
13 私	香蘭女子短期大学	家政専修	50	1
14 私	西日本短期大学	別科日本語研修課程	100	1
15 私	佐賀女子短期大学	日本語別科	20	1

履修証明プログラムの実施例

※平成24年度「短期大学教育の改善等の状況」調査、各短期大学のホームページを基に作成

短期大学名称	プログラム名	実施内容(例)
岐阜市立女子短期大学	英米文化理解プログラム	英米文学作品を原書で読む授業や、英米文化を概観する授業を通して、英米の文学・文化への理解を深める
	中国語初級プログラム	簡単な中国語の発音ができ、基本的な語句や文法が理解でき、中国語で簡単な日常会話ができるようになることを目指す
	食品と栄養プログラム	健康や栄養について、科学的な視点から考えることのできる基礎能力を培う
	建築学基礎プログラム	生活デザインの中で人間が快適に暮らすための空間・環境の考え方を建築学の入門コースとして学ぶ
静岡県立大学短期大学部	ホスピタル・プレイ・スペシャリスト養成講座	ホスピタル・プレイ・スペシャリストの学びを基本に、専門的な理念、知識、技術を教育する
杉野服飾大学短期大学部	フォーマルドレスプログラム	フォーマルドレスのデザイン、制作、ヘアメイク等まで視野に入れたトータルファッションの追求
鎌倉女子大学短期大学部	企業学習プログラム	「秘書学概論」「秘書実務」などの所定科目の履修により秘書士の資格が取得できるなど、企業で求められる実践力や社会人に求められる基本的なマナーも身につける
小松短期大学	ものづくり人材スキルアッププログラム	生産現場における効率的な作業手順等、管理監督者として必要な総合的な製造・管理方法を学ぶ
上田女子短期大学	図書館職員学び直し講座	地域史資料デジタル化概論、文化財と地域資料、デジタル化実習、知的財産権・情報倫理の4つの柱を中心に、講義、演習、実習を交えて学習
正眼短期大学	禅スピリット履修証明プログラム	本学の正規学生と一緒に寮で生活し、授業を受ける
華頂短期大学	京都学学修プログラム	京都の新たな魅力を発見、その普遍的価値を社会に発信する力の養成
園田学園女子大学短期大学部	シニア専修コース	文学歴史学科、国際文化学科、情報学科
東洋食品工業短期大学	社会人育成コース包装食品工学総合コース	食品の製造、食品容器の密封、食品の保存技術

都道府県及び中核市の教育振興基本計画における高等教育の取扱いについて

多くの都道府県の教育振興基本計画(※)においては、人材養成・生涯学習・産学連携・高大接続等に関して、高等教育機関との連携の促進について言及している。一方、連携にとどまらず、都道府県内の高等教育機関の振興自体に言及している例は少ないが、教育振興基本計画とは別に都道府県が独自に策定する計画等において、高等教育機関の振興自体について言及している例もある。

※教育基本法第17条第2項において、都道府県等においては国の教育振興基本計画を参考にしつつ、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

(※ 各都道府県等のHPの資料に基づき作成)

	策定年又は見直し年	対象年度	高等教育への言及	主な言及内容
北海道	H20.3	H20～H29	○	人材育成や産学官連携の促進等、高等教育機関と地域との連携強化。
青森県	H26.3	H26～H30	○	大学や高専など高等教育機関相互、あるいは高校、大学、職業教育訓練機関などの連携促進や人材育成機能の向上を図り、社会が求める人材の育成を進める。
				大学や企業、NPOなどの関係機関と連携して多様な学びの機会を充実させるほか、学びを活かした活動の場づくりに取り組む。
岩手県	H21.12	H21～H30	○	各大学等が地域に根ざした特色ある教育研究を推進し、医療・福祉・産業等各分野の地域ニーズに対応した高い教養と専門性を兼ね備えた人材育成を図るとともに、高大連携により意欲ある人材の就学を支援する。また、各大学等の特色を生かし、相互の機能補完や学問分野を超えた融合により教育研究の深化が図られるよう大学等の連携を進める。さらに、東日本大震災津波の被災地の復興に向けた課題や地域の産業・文化等の振興などの様々な課題に対して、大学の教育研究の成果が地域に還元されるよう、大学等研究組織の取組を中心に産学官の連携による課題解決を進めるとともに、公開講座やシンポジウムなどを通じて取組成果の周知を図る。
宮城県	H22.3	H22～H31	○	高校、大学、NPO団体等と連携した各種講座の開設や生涯学習支援者の養成者に努める。
秋田県	H23.10	H23～H26	○	生徒一人一人の進路目標を早い段階で明確にし、大学入学後もより高いレベルでの学習、研究ができる学力を高校段階で定着させるとともに、興味・関心の高い生徒や優れた能力をもつ生徒が大学等で学ぶ機会を充実させる。
山形県	H23.3	H23～H27	○	生涯学習社会の形成のため、高等教育機関等と連携を図り、県民のニーズに対応した学ぶ内容、学ぶ機会の充実を図る。
福島県	H25.3	H25～H32	○	県内の高等教育機関との連携により、地域に必要な人づくりを進める。
				市町村や高等教育機関、民間事業者及びNPO等市民団体等との協働体制を県内各方部ごとに構築する中で、地域づくりにつながる生涯学習の仕組み作りを図る。
茨城県	H23.4	H23～H27	○	社会教育施設のほか、高等教育機関、民間教育団体などと連携を図り、多様な学習情報の提供を行い、学習機会の充実を図る。
栃木県	H23.3	H23～H27	○	教員養成については、「とちぎの求める教師像」を明確にし、それを踏まえて教員の養成段階から各大学との連携を強化する。
群馬県	H26.3	H26～H30	○	県内の全大学等、県及び全市町村にて「ぐんま地域・大学連携協議会」を組織し、相互に交流を深め協働し、地域は地域活性化策に大学の知等を活かし、大学等は特色ある教育・研究活動と地域貢献を推進する。
				大学等の高等教育機関との連携により、大学等の機能を生かした生涯学習機会を提供する。
				企業や大学等の研究機関、行政機関、医療機関等で普通科高校の生徒を対象としたインターンシップを実施し、生徒の望ましい勤労観や職業観を育成する。

	策定年又は見直し年	対象年度	高等教育への言及	主な言及内容
埼玉県	H21.2 現在、策定作業中	H21～H25	○	高等学校に大学や研究機関などと連携した授業を取り入れる。
				高等学校、企業、大学、専修・各種学校などの関係機関と連携し、インターンシップの拡大等産業教育の活性化に取り組む。
				県内大学と連携し、本県の教員を目指す学生を対象に教員養成セミナーを実施。
				公民館などを運営する市町村や民間・大学などと連携し、各種の学級・講座の充実に取り組む。
千葉県	H22.3	H22～H26	○	学校教育と社会教育、国公立教育と私学教育、産・学・官、公と民などのネットワークを構築する。
				社会教育施設や社会教育団体、民間企業、私学教育機関、大学等の高等教育機関、福祉や労働部局等と連携・協力するための環境づくりに取り組み、教育に関する幅広い意見・情報交換により、県全体の教育力の向上を図る。
				大学・短期大学、専門学校など高等教育機関は、地域の生涯学習を支える「知の拠点」として生涯学習社会にとって大きな期待が寄せられている。大学で生み出され、蓄積された知的資源を広く社会で活用するため、大学等での公開授業や開放講座等について広く情報提供していき、また、多くの高等学校が大学等との連携に取り組めるよう支援する。
東京都	H25.4	H25～H29	○	優秀な教員志望者の確保と養成のため、大学の就職委員会等への働きかけや選考状況のフィードバックを行うなど、全国の大学との連携を強化し、優秀な人材を確保するとともに、優秀な人材を採用するために、面接の質・技法の向上に取り組む。
神奈川県	H19.8	概ね20年		
新潟県	H21.12	H21～H32	○	本県の高等教育機関の更なる充実を、建学の精神等の個性溢れる私学、国立大学法人、専門学校群と連携しながら推進し、県内高等教育機関の魅力を向上させる。
富山県	H25.9	H25～H29	○	・高等教育機関の地域貢献の推進については、各高等教育機関の独自の取組みや、相互が連携協力した取組みを積極的に支援するとともに、教育など、地域の課題解決のため、県と高等教育機関との連携協力を積極的に取り組む。 ・県立大学については、大学院工学研究科環境工学専攻を開設するなど、未来を志向した県民の大学として、地域のニーズに応じた教育研究を推進する。 ・県内経済や地域社会の活性化のため、成長が著しい環日本海地域やアジアなどの優秀な留学生の受入れを拡大するとともに、教員・研究者の交流を促進する。
				大学等への社会人受入れなどのリカレント教育や、専修学校等が行う実践的な職業教育や専門的な技術教育など、県民ニーズに対応した多様な教育の充実に努める。
石川県	H23.10	H23～H32	○	高等教育機関の集積を活かし、「学都石川」の発展を目指す。県民向けの公開講座や高等学校への出前講座など、高等教育機関の集積を活かした「学び」の環境の充実。
福井県	H23.9	H23～H27		
山梨県	H21.2	H26～H30	○	高大連携の推進、県と県内大学等との連携の強化、大学間の連携の推進、山梨県立大学の振興
長野県	H25.3	H25～H29	○	大学間の連携の強化や産学が協働して人材育成について対話する場づくりなど、長野県の高等教育機関全体を振興。
				連続性のある育成の視点を持って、生徒指導、教科指導やキャリア教育等において、学校と高等教育機関との連携・協力を進める。
岐阜県	H26.3	H26～H30	○	企業・大学・研究機関等において先端的な知識・技術を習得するとともに、外部人材の積極的な活用による授業等の充実を図る。
				・県内各大学やネットワーク大学コンソーシアム岐阜等と連携し、公開・開放講座の提供を働きかける。 ・「地域づくり型生涯学習」の推進を支える人材を養成するため、地域づくり活動の実践を学ぶ講座や、大学と連携した人材養成講座等を実施。
静岡県	H23.3	H23～H32	○	高度専門職業人、研究者等の育成の推進、高等学校における高等教育機関や企業等との連携による科学・技術教育の推進。
愛知県	H23.4	H23～H27	○	大学や私立学校団体、NPOなど教育に関わりのある様々な組織・団体との連携した取組を進める。

	策定年又は見直し年	対象年度	高等教育への言及	主な言及内容
三重県	H23.3	H23～H27	○	出前授業の実施や公開講座の開催等、大学等の高等教育機関の教育資源を地域の子どもたちや学校に還元。
滋賀県	H26.3	H26～H30	○	「知」の資源である大学等との連携によって、本県の将来を担う人材の育成等の地域に貢献する取組を推進する。 ・大学を核とした高等教育機関による地域貢献を推進するため、県内大学間の連携を強化するとともに、各種事業を支援することにより、大学・学生と地域の人々等による地域課題の解決や地域活性化に向けた取組を推進。 ・高校生に特色ある学びの機会を提供するとともに、大学に対する理解を深めてもらうため、高等学校と大学との連携による体験講座や公開授業等、環びわ湖大学・地域コンソーシアムによる様々な取組を実施し、県内高等学校教育の活性化等を図る。
京都府	H23.1	H23～H32	○	京都の数多くの大学と包括協定を締結するなど、各大学の優れた人的・物的資源を活かして、各学校の特色をより明確にする工夫を凝らした授業を展開することができるよう支援。 大学や企業等と連携して校内研修のツールやプログラムを充実するとともに、学校や市町(組合)教育委員会などが企画する研修に総合教育センターから講師を派遣するなど、教員の負担を軽減する現地現場での研修を支援する取組を推進。 京都が全国に誇る大学や企業の研究施設と人材を活用した授業が実施できる環境を整備するなど、より幅広く専門性の高い教育環境づくりを推進。
大阪府	H25.3	H25～H34	○	地域で展開されている様々な活動の情報発信や、地域の既存組織やNPO・企業・大学等の多様な活動主体との連携促進など、持続的な活動を支えるネットワークの構築をすすめる。
兵庫県	H26.3	H26～H30	○	伝統と強みをいかした個性・特色豊かな県立大学づくりを推進するとともに、各大学・短大等が行う教育・研究の質的向上、学生支援、地域への貢献等の取組を促進するため、県内外の大学・短大等の連携・交流の促進等に取り組む。
奈良県	今年度中に概ねの方向性を定め、平成26年中には作成予定。			
和歌山県	H26.3	H26～H30	○	高等教育機関の充実支援とその活用 ・地域社会を支える個性豊かで創造的な人材の育成と、地域の課題に応じた学術研究を促進するため、県内高等教育機関との連携を強化し、研究活動の充実を支援。 ・教育に関する様々なデータや研究成果を蓄積し、活用するため、高等教育機関と教育委員会の組織的連携・協力体制の強化を図り、高等教育機関の先端的な英知を教育の改善に生かす取組を推進。 地域の人材、高等教育機関、企業、各種団体など、学校外の社会資源と学校が一体となった取組を積極的に推進し、地域の活力と学校の活力を共に高めていけるような「実践的な学びの拠点づくり」を推進していく。そうした取組の一環として、「地域共育コミュニティ本部」の設置を推進するとともに、それぞれの地域の実情に即した仕組みづくりや具体的な活動の企画・調整を行う「地域共育コーディネーター」の活動を支援する。
鳥取県	H26.3	H26～H30	○	「知の拠点」としての高等教育機関等の地域連携等 図書館におけるタイアップ講座など、高等教育機関の公開講座との連携を図り、県民の学習機会の拡大を図るとともに、今日的課題に対応するための学習機会を積極的に提供する。
島根県	H20.3	H20～H25		HPIに更新情報なし
岡山県	H22.2	H22～H26	○	学生が積極的に地域に出向き、地域課題の解決や子どもたちの教育にかかわる活動に参加・参画することを促進。
広島県	H22.10	概ね10年	○	大学間相互や、大学と高等学校・経済界等の連携の促進。
山口県	H25.10	H25～H29	○	大学、NPO等による公開講座や体験学習の情報提供により、学習機会の活用を促進。
徳島県	H25.3	H25～H29	○	様々な専門的な分野・領域の学習や生徒の将来に対する進路学習等で大学からの出張講義を活用するなど、高大連携を推進。
香川県	H23.3	H23～H27	○	大学、産業界など教育にかかわる様々な機関や団体などとの密接な連携、協力を推進する。
愛媛県	H23.3	H23～概ね5年	○	各大学や高等専門学校、専修学校が公開講座等を実施し、地域振興に貢献する取組を促す。各大学等の連携を図り、地域において活躍する人材の育成等、大学等の地域貢献機能の強化・拡大等を促す。

	策定年又は見直し年	対象年度	高等教育への言及	主な言及内容
高知県	H21.9	H21～H25	○	県内大学の積極的な地域貢献の促進。 HPに更新情報なし
福岡県	H24.3	H24～H28	○	生涯学習を総合的に推進するため、行政機関、大学、民間、NPO・ボランティア団体などの生涯学習関連機関相互の連携強化。
佐賀県	H25.4	H23～H26	○	大学設置数が全国最低(2校)で大学等の高等教育機関が少ないことなどから、大学等の高等教育機関の設置について検討する。
長崎県	H25.12	H26～H30	○	長崎県立大学が「地域に根ざし、地域に学び、地域に親しまれ、地域とともに発展する大学」、「地域貢献度・学生満足度ナンバーワン大学」となるよう6年毎に中期目標を定め、長崎県立大学法人に対して、中期目標達成のための中期計画の作成を指示。
熊本県	H26.3	H26～H30	○	高等教育機関の有する機能を最大限活用し、産学行政連携の推進やグローバル人材の育成への貢献などを念頭に、高等教育の振興を図る。
				県の各部署、関係機関、大学等高等教育機関、市町村、民間団体などにより提供されている学習の機会について、学びネットくまもとの充実等によるわかりやすい情報提供に努める。
大分県	H24.3	H23～H27	○	学校と家庭や地域住民、大学、企業、NPOなどが一層協働し、学校・家庭・地域の教育力を結集した学校づくりを推進。
宮崎県	H23.6	H23.7～H32	○	高等教育機関の教育研究資源を生かした、地域活性化への貢献を支援し、高等教育機関と地域社会との交流、連携を促進。
鹿児島県	H26.2	H26～H30	○	国際化、情報化などの時代の要請に対応するとともに、地域社会に貢献できる人材育成や高等教育の質保証を図るため、教育内容の充実などに取り組み、魅力ある県立短期大学づくりを推進する。
				大学等との連携により、県民の多様化・高度化するニーズや現代的課題等に対応した学習機会の提供を県内各地で行う。
				鹿屋体育大学など関係機関・団体等と連携し、選手強化への取組を促進。
沖縄県	H21.3	H24～H33	○	生涯学習推進体制の充実のため、社会教育施設、関係施設団体、民間団体、大学等との積極的な連携を図る必要がある。

※中核市において、教育振興基本計画の中で高等教育に言及している例

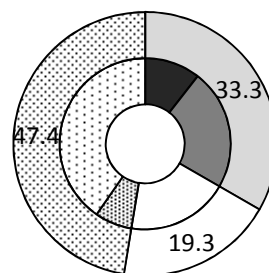
	策定年又は見直し年	対象年度	高等教育への言及	主な言及内容
青森市	H26.3	H26～H27	○	県の施設や大学など関係機関との連携を図り、市内で開催される様々な講座や指導者等の情報を収集し、市民へ周知する。
船橋市	H22.4	H22～H26	○	本市では、現在4つの大学と協定を結び、大学生等を「学習サポーター」として市内30校へ派遣し、子どもの学習支援など学力の向上等に役立っている。今後は、さらに多くの特色を持つ大学や、企業・NPO等と連携し、学力の向上だけでなく、子どもたちが多くの大人と触れ合う機会を作り、子どもの社会性の向上や地域社会との連携を図っていくための方策について検討することが必要。
長野市	H24.4	H24～H28	○	市立高等学校の総合学科としての特長を生かした多様な学習活動の実践や、国際交流、部活動等の充実による特色ある教育を実践することにより、活力と魅力あふれる高校づくりを進めるとともに、大学等高等教育機関等との連携により、より高度で専門性を持った人材の育成を目指す。
				市内にある県立・国立・民間の生涯学習施設や、大学・短大・専修学校・各種学校など教育機関等との連携・協力体制の構築を図り、市立の教育施設も含めた多彩な生涯学習機会を、市民に対して提供できる学習環境の充実を目指す。
豊橋市	H23.3	H23～H32	○	学びを通じて、誰もが生涯にわたり豊かな人生を送ることができるよう、大学、企業、NPOなどと連携を図りながら、市民の要望に対応した趣味・実技の講座や子育てに関する講座などを開催し様々な学習機会を提供。
				大学などの教育・研究機関等や企業との連携の強化。
大分市	H24.3	H24～H28	○	生涯学習の振興を図るため、庁内関係各課や学校などの関係機関との定期的な連絡・調整に努めるとともに、高等教育機関・企業・社会教育関係団体・NPOなどとの積極的な連携を図り、生涯学習推進体制の強化に努める。
				魅力ある学びの場の創出に向け、高等教育機関・企業・NPOなどと連携した学習機会の提供に努める。

短期大学所在都市規模分布(平成25年度)

【私立短期大学】

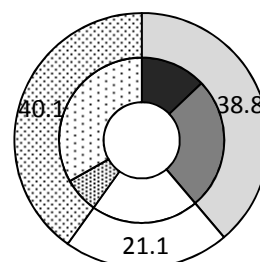
○4年制大学を持たない法人の短期大学キャンパス(114キャンパス)

	数	%	数	%
東京都内	12	10.5	38	33.3
政令指定都市	26	22.8		
中核都市	22	19.3	22	19.3
特例都市	8	7.0		
その他	46	40.4	54	47.4



○4年制大学を併設する法人の短期大学キャンパス(232キャンパス)

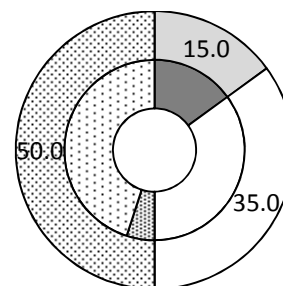
	数	%	数	%
東京都内	30	12.9	90	38.8
政令指定都市	60	25.9		
中核都市	49	21.1	49	21.1
特例都市	16	6.9		
その他	77	33.2	93	40.1



【公立短期大学】

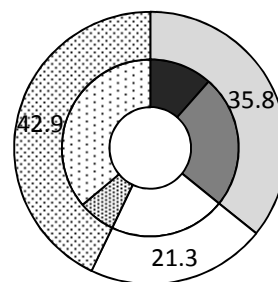
(20キャンパス)

	数	%	数	%
東京都内	0	0.0	3	15.0
政令指定都市	3	15.0		
中核都市	7	35.0	7	35.0
特例都市	1	5.0		
その他	9	45.0	10	50.0



【計】(366キャンパス)

	数	%	数	%
東京都内	42	11.5	131	35.8
政令指定都市	89	24.3		
中核都市	78	21.3	78	21.3
特例都市	25	6.8		
その他	132	36.1	157	42.9



- 東京都内
- 政令指定都市 : 人口50万人以上
- 中核都市 : 人口30万人以上
- ▣ 特例都市 : 人口20万人以上
- その他 : 人口20万人未満

※文部科学省、日本私立短期大学協会調べ

短期大学関連データ



1. 短期大学の沿革・関連規定

短期大学制度の沿革

(1) 短期大学制度恒久化までの経緯

- 昭和25年4月1日(昭和24年6月法律第179号)学校教育法の一部改正
・暫定的制度として発足 学校数:149校(国立:0校、公立:17校、私立:132校)
- 昭和33年 専科大学法案国会提出(第28回通常国会、第30回臨時国会、第31回通常国会)・廃案
・短期大学の恒久化を図り、専科大学と名称を変更し、実践的技術者養成の専門機関とする。
- 昭和39年6月19日(昭和39年6月法律第110号)学校教育法の一部改正
・恒常的制度として発足 学校数:339校(国立:29校、公立:40校、私立:270校)
- 昭和51年4月1日(昭和50年4月文部省令第21号)短期大学設置基準施行

(2) 短期大学制度の改革

- 平成3年2月8日「短期大学教育の改善について」(大学審議会答申)
・短期大学設置基準の大綱化、弾力化
・短期大学卒業生に対する称号「準学士」の創設
・自己点検・自己評価システムの導入 等
- 平成3年7月1日(平成3年4月法律第25号)学校教育法の一部改正
・短期大学卒業生に対する準学士の称号の創設
- 平成3年7月1日(平成3年6月文部省令第29号)短期大学設置基準の一部改正
・大綱化による制度の弾力化
・学習機会の多様化
・自己点検・自己評価の導入
- 平成17年1月28日「我が国の高等教育の将来像」(中央教育審議会答申)
・短期大学の個性・特色の明確化
・短期大学卒業生に対する学位「短期大学士」の創設 等
- 平成17年10月1日(平成17年7月法律第83号)学校教育法の一部改正
・短期大学卒業生に対する「短期大学士」の学位授与制度の創設

短期大学に関する規定

教育基本法(平成18年法律第120号)

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

学校教育法(昭和22年法律第26号)

(学校の範囲)

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

(大学)

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

(学位)

第一百四条 大学(第八十八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 (略)

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

- 一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士
- 二 学校以外の教育施設で、学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了したもの 学士、修士又は博士

5 (略)

(短期大学)

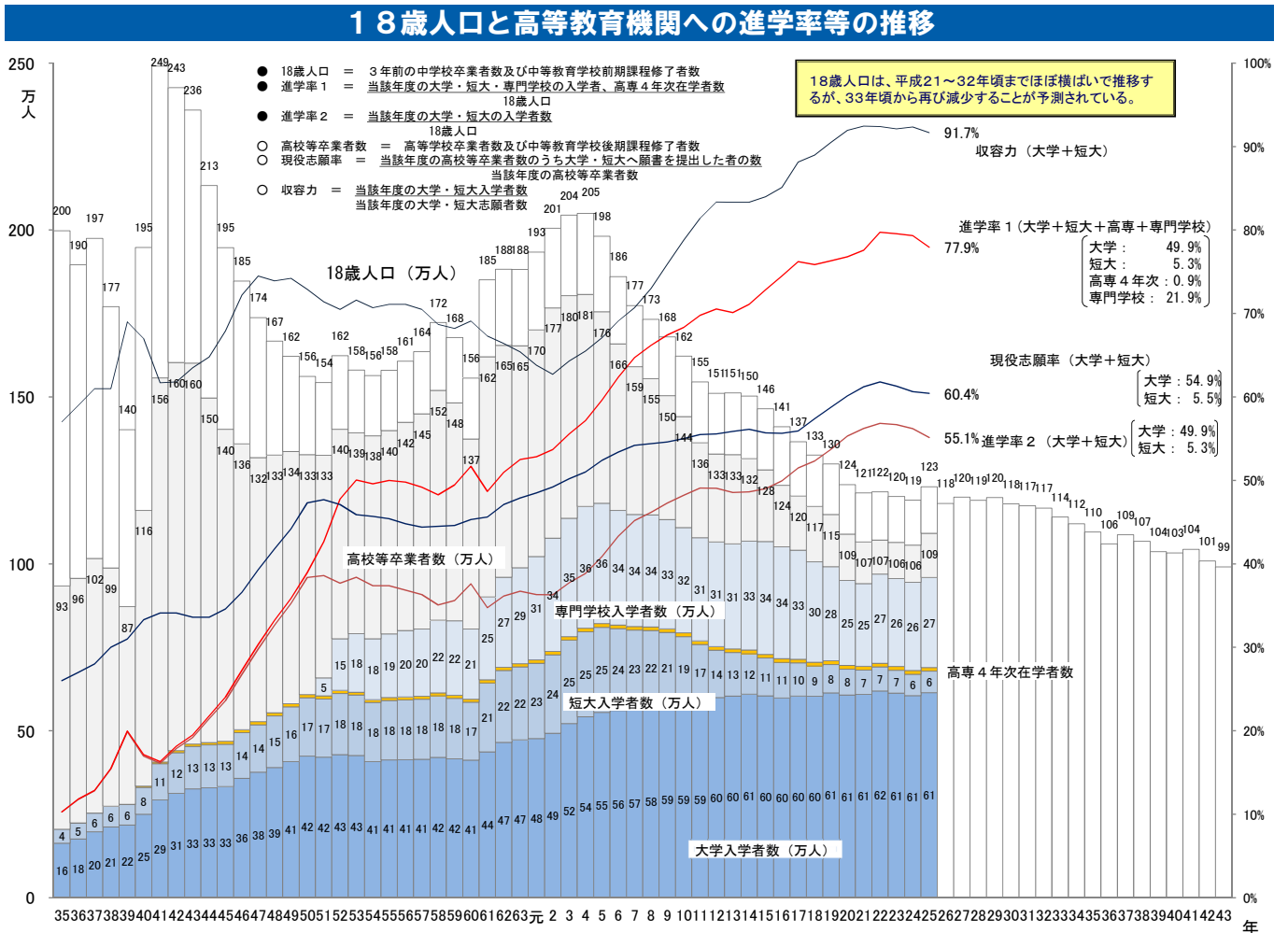
第八八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

2 前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

3 前項の大学は、短期大学と称する。

4～8 (略)

2. 短期大学を取り巻く状況



学校数等諸統計（平成25年度）

1. 設置者別・昼夜別・男女別短期大学数

(単位:大学)

	計			1部のみ			2部のみ			1部、2部			1部、3部			昼夜開講制		
	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子
公立	19	17	2	16	14	2	1	1	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
私立	341	240	101	323	225	98	4	4	0	7	6	1	6	4	2	1	1	0
計	360	257	103	339	239	100	5	5	0	9	8	1	6	4	2	1	1	0

2. 設置者別・修業年限別短期大学数

(単位:大学)

	計	2年	3年	2年及び3年
公立	19	13	2	4
私立	341	294	14	33
計	360	307	16	37

3. 併設校の状況

(単位:大学)

	4年制大学を併設	専修学校を併設
公立	8 (42.1%)	0 (0.0%)
私立	225 (66.0%)	61 (17.9%)
計	233 (64.7%)	61 (16.9%)

4. 専攻科を置く短期大学数

(単位:大学)

	計			1部のみ			2部のみ			1部、2部			通信教育部			第1部、昼夜開講制、通信教育部		
	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子
公立	6	6	0	5	5	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私立	116	85	31	114	82	30	0	0	0	2	2	0	1	1	0	1	0	1
計	122	91	31	119	87	30	1	1	0	2	2	0	1	1	0	1	0	1

5. 別科を置く短期大学数

(単位:大学)

	計			1部のみ			1部、2部			昼夜開講
	計	共学	女子	計	共学	女子	計	共学	女子	女子
私立	16	11	5	14	10	4	1	1	0	1

6. 通信教育を置く短期大学数

(単位:大学)

	計	2年	3年	2年及び3年
私立	11	4	5	2

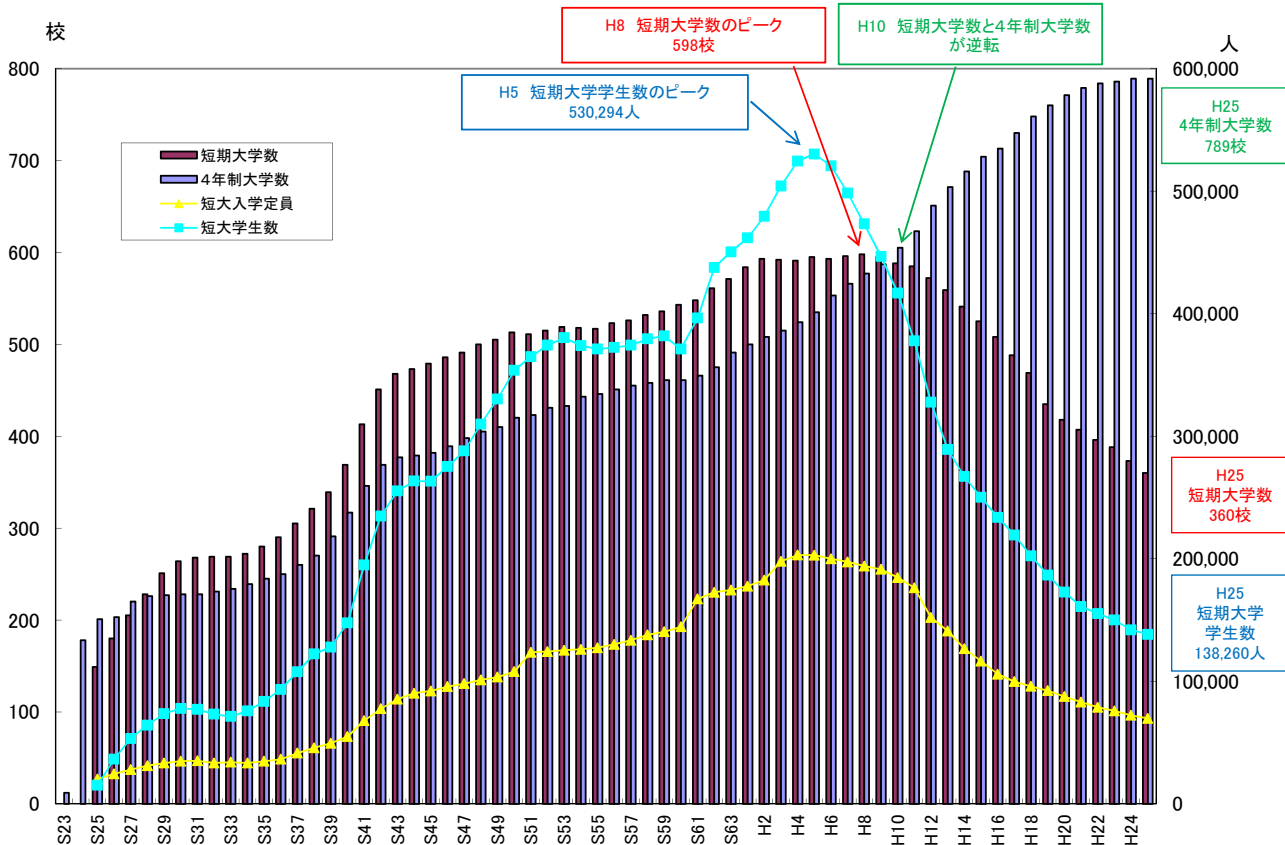
7. 全学科募集停止をした短期大学数

(単位:大学)

	5年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
合計	5	5	7	8	7	15	15	24	17	21	27	26	25	18	9	6	11	14	8	8
うち4年制大学への転換を図った短期大学数	4	5	7	8	6	15	15	23	13	17	19	19	15	12	4	2	6	6	4	4
うち4年制大学への転換を伴わない短期大学数	1				1			1	4	4	8	7	10	6	5	4	5	8	4	4

(出典:「全国短期大学一覧」(1~6)、文部科学省調べ(7))

短期大学数、4年制大学数、短期大学入学定員、短期大学学生数の推移



※大学数には通信教育のみを行う学校を含む。
 ※学生数には専攻科、別科も含む。

(出典:「学校基本調査」、「全国短期大学一覧」)

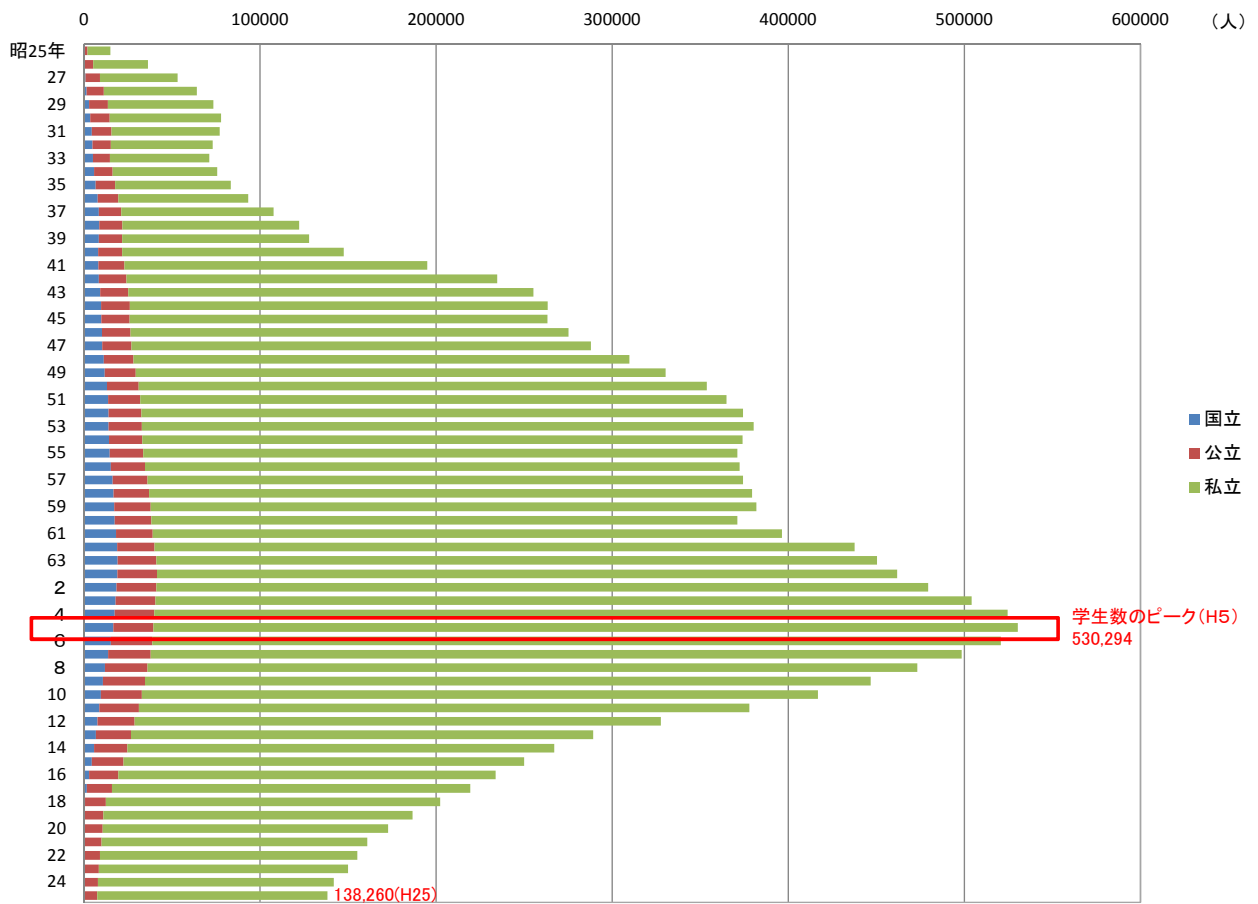
短期大学数の推移



※学生募集停止中の短期大学を含む。

(出典:「全国短期大学一覧」)

短期大学学生数の推移

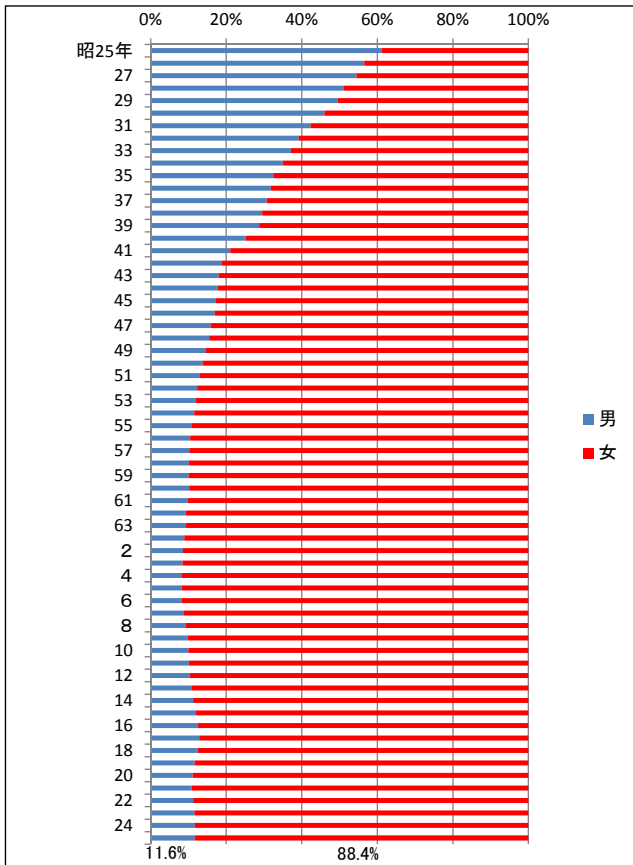


※専攻科、別科の学生も含む。

(出典:「学校基本調査」)

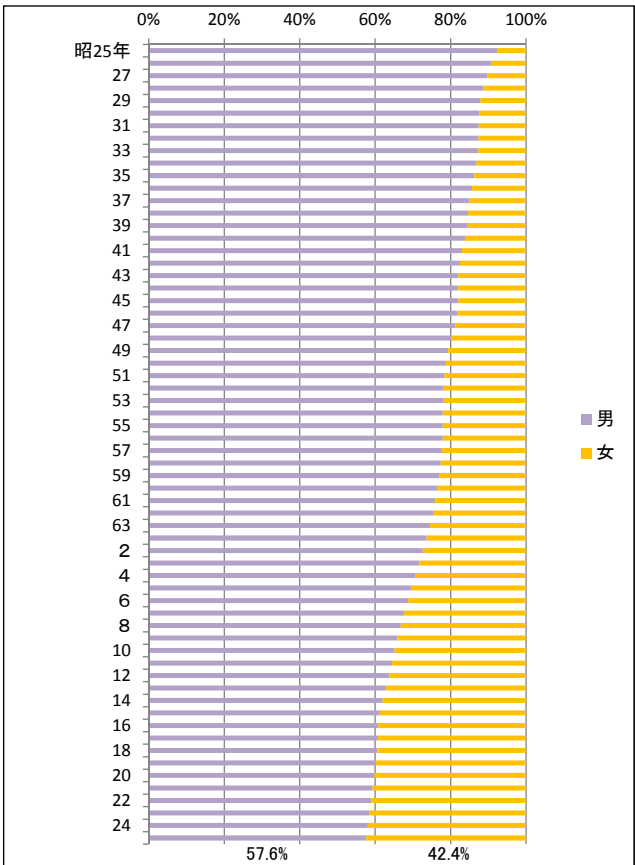
短期大学・4年制大学学生数の男女別割合の推移

◆短期大学



※専攻科、別科の学生数を含む

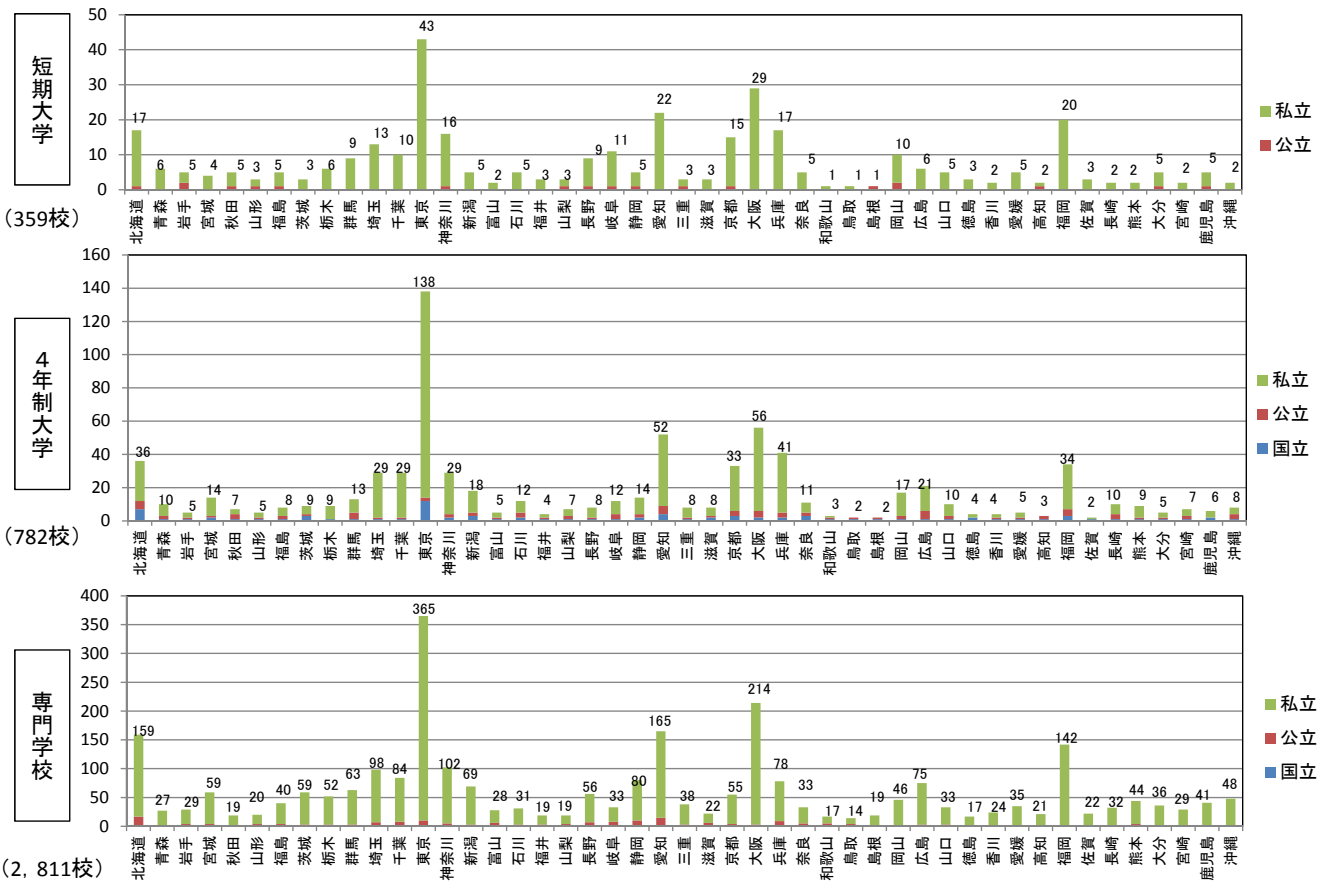
◆大学



※大学院、専攻科、別科の学生数を含む

(出典:「学校基本調査」)

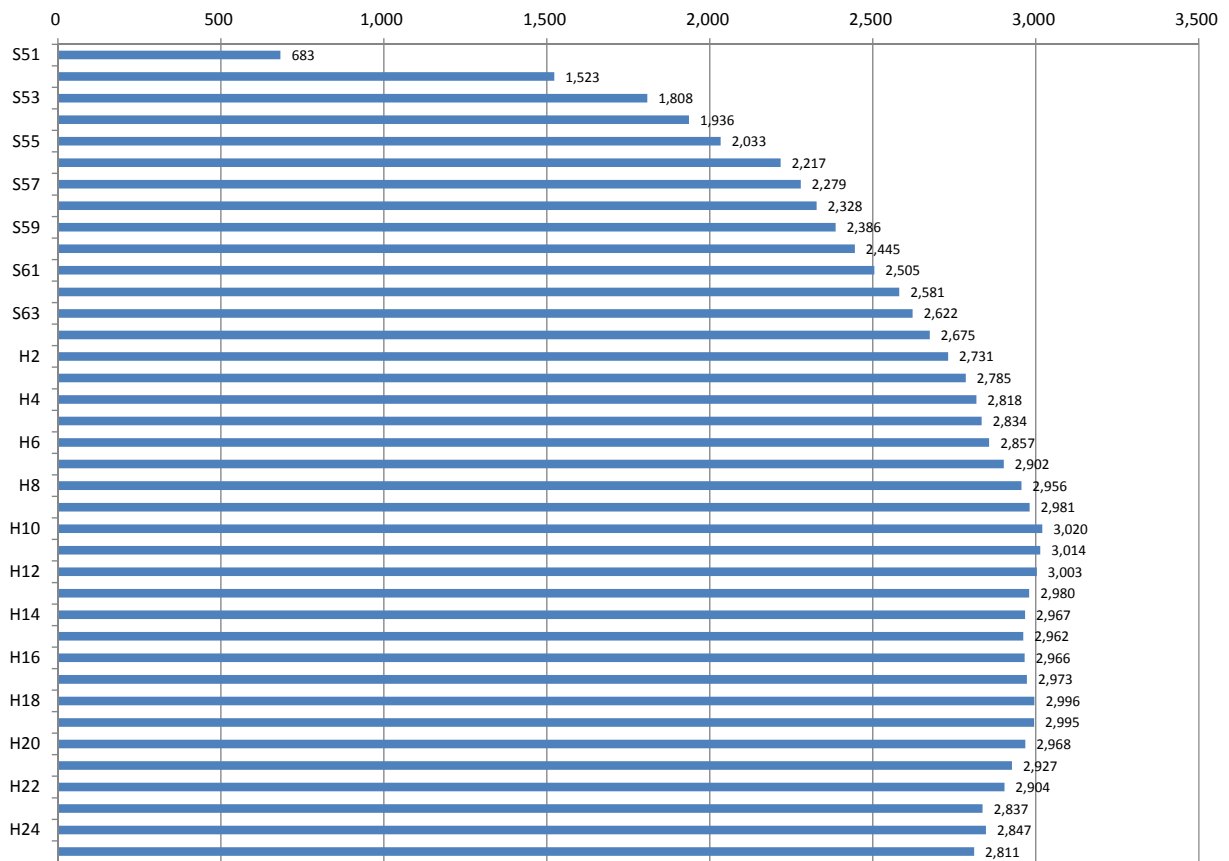
都道府県別学校数（短期大学・4年制大学・専門学校）



※通信課程のみを置く短期大学、4年制大学は除く。

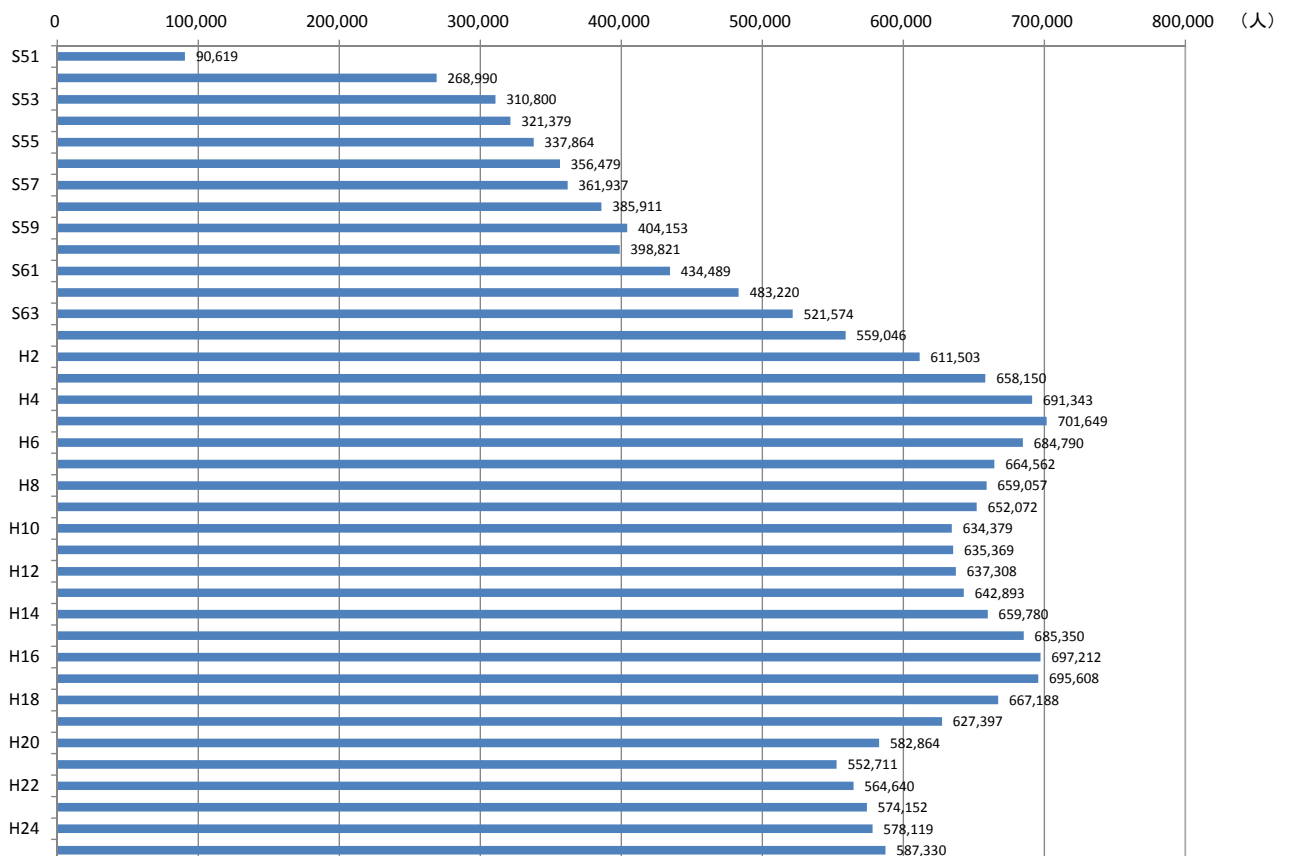
出典:「学校基本調査」(H25)

専門学校数の推移



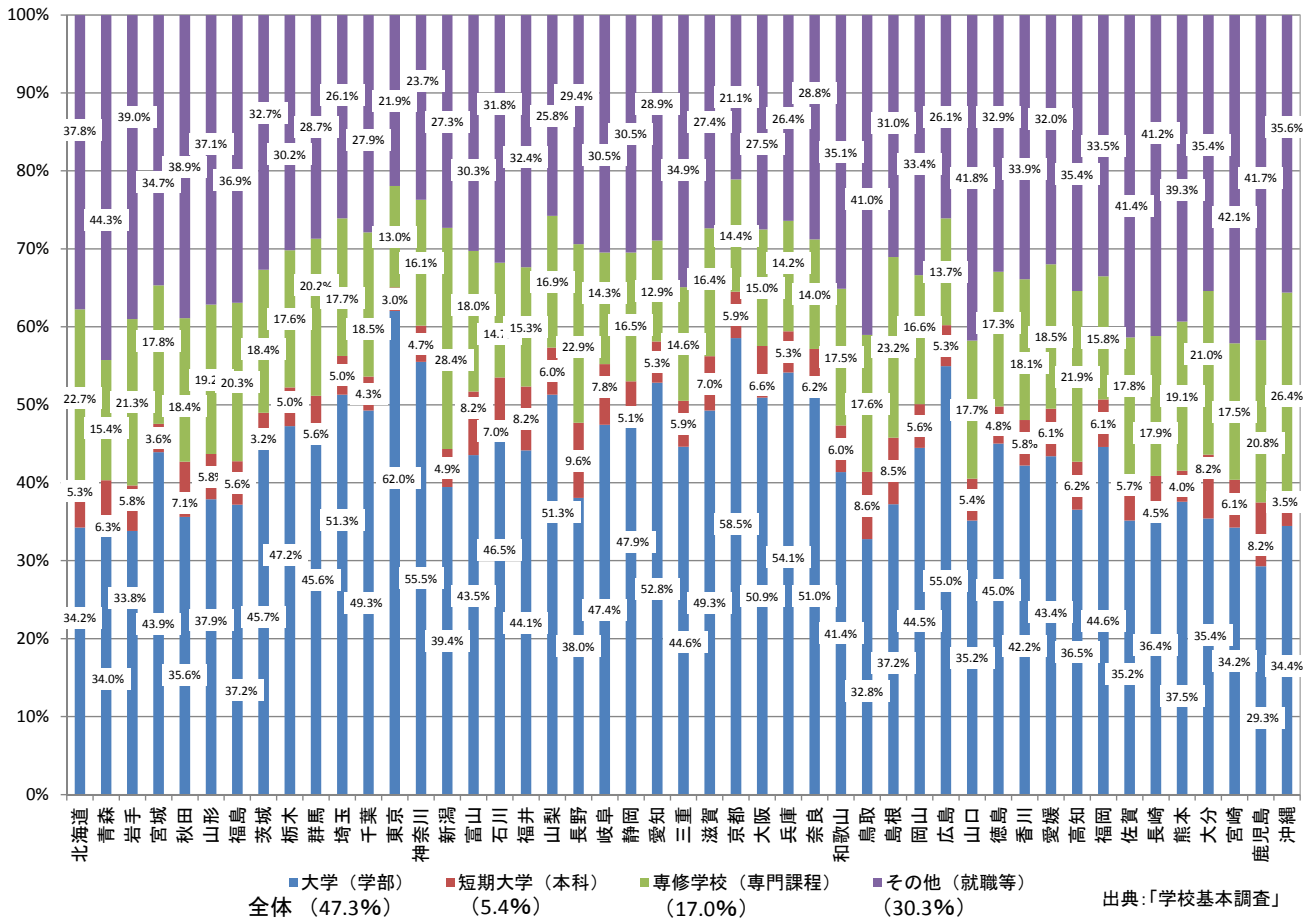
出典:「学校基本調査」

専門学校学生数の推移

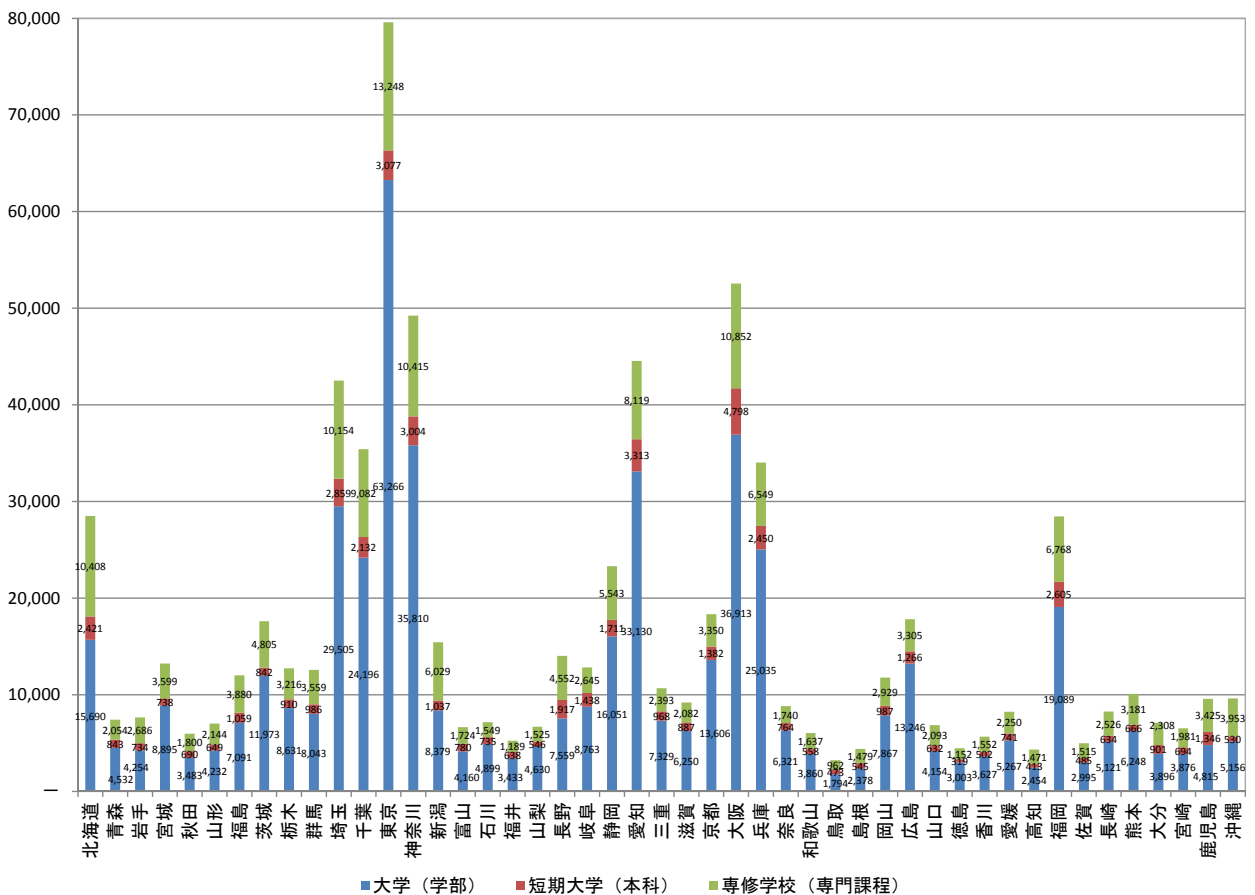


(出典:「学校基本調査」)

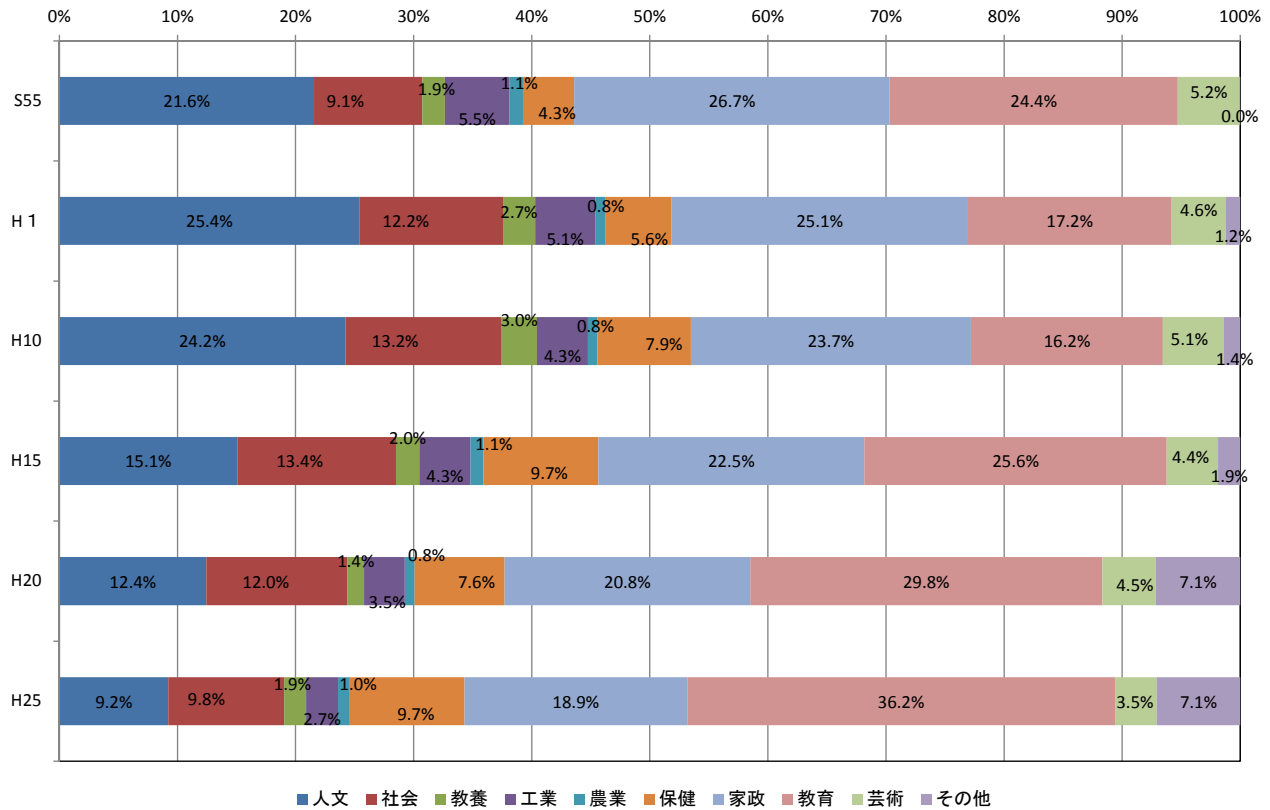
平成24年度末高校卒業者の進路状況（都道府県別）



平成24年度末高校卒業者の進学者数（都道府県別）



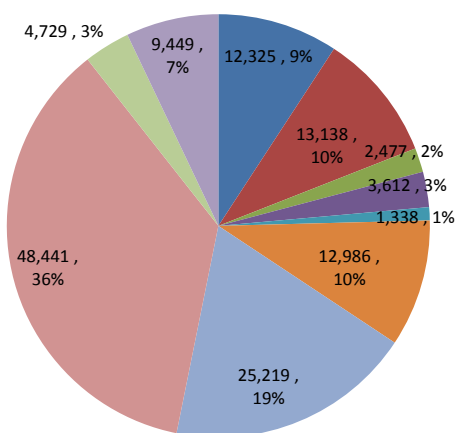
短期大学学生数の分野別割合の推移



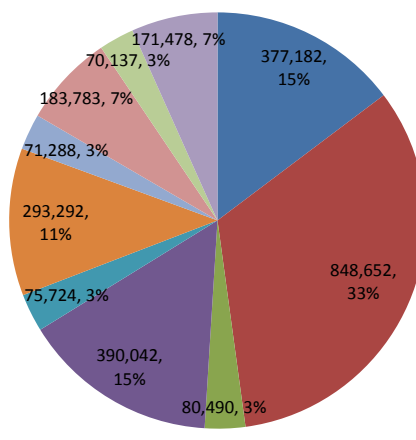
(出典:「学校基本調査」)

短期大学・4年制大学・専門学校分野別学生数（平成25年度）

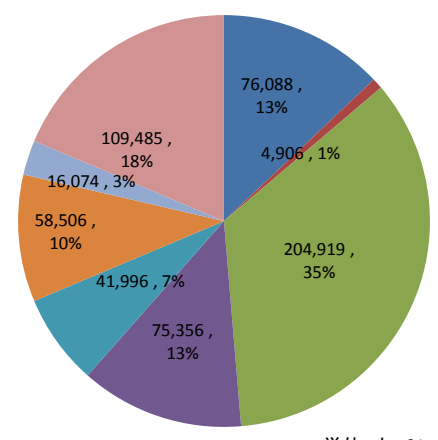
◆短期大学



◆4年制大学



◆専門学校



単位:人, %

■ 人文 ■ 社会 ■ 教養 ■ 工業 ■ 農業 ■ 保健 ■ 家政 ■ 教育 ■ 芸術 ■ その他

■ 人文科学 ■ 社会科学 ■ 理学 ■ 工学 ■ 農学 ■ 保健 ■ 家政 ■ 教育 ■ 芸術 ■ その他

■ 工業 ■ 農業 ■ 医療 ■ 衛生 ■ 教育・社会福祉 ■ 商業実務 ■ 服飾・家政 ■ 文化・教養

(出典:「学校基本調査」)